

令和4年11月（令和4年度第8回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和4年11月25日(金) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員 (16名)

委員	1番	坂口利邦
委員	2番	富永浩二
委員	3番	白田利秋
委員	5番	中村重治
委員	6番	上岡ヒトミ
委員	7番	福田智浩
委員	8番	永野易美
委員	9番	大窪輝則
委員	10番	藤井勇次
委員	11番	上名主辰也
委員	12番	黒江幹也
委員	13番	冷水正行
委員	14番	吉永良行
委員	15番	福園幸雄
会 長	16番	鶴岡和喜

4. 欠席委員

5. 議事録署名委員 11番 上名主辰也 12番 黒江幹也

6. 議 題 議案第25号 農地法第3条許可申請の件について
議案第26号 農地法第5条許可申請の件について
議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 次長兼係長 原之園 利恵 主事 宮本 晴生

10. — 閉会 —

第 8 回定例総会 会議の概要

【午前 10 時 00 分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので、ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和 4 年度肝付町農業委員会第 8 回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は 16 名中 16 名で、全員出席でございます。また、今月は推進委員の方々にも参加していただいたところでありまして、大坪推進委員と船間推進委員から欠席届が出ております。後ほどさまざまなお問い合わせ等もありますので、よろしくお祈りいたします。会議規則第 17 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>会議規則第 15 条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、11 番の上名主辰也委員と 12 番の黒江幹也委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第 25 号から議案第 27 号まであります。報告協議が 1 から 3 番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、10 月 26 日に経営安定助成金交付審査会が開催されました。副町長が審査会長で議会、役場、農協の各関係団体の代表 12 名で構成されておりまして、将来の農業を担っていく能力があると認められる新規参入者及び農業後継者の経営安定へ向けた支援を行い、地域の農業を支える担い手農家に、ひとりあたり 50 万円を助成する制度になっています。今回 2 名の担い手が申請されたところであり、申請内容が要件を満たしているかを審査した結果、二人とも助成対象に認定されたところです。今後はいち担い手としてさらなる経営安定に努めていただきたいと思います。</p> <p>10 月 28 日には第 1 回水田農業推進会議が開催されました。委員の皆さんの中にも、この構成メンバーに入っている方もいらっしゃいますが、全国の米の動向や本町の取り組み、今年度の水田作付け状況など概要の説明があり、産地交付金や各地区での取り組みについて、グループごとに分かれて意見交換がなされたところです。来週、第 2 回目の会議で今回出された意見のとりまとめや、来年度に向けた制度取り組みの説明があると思いますので、また報告したいと思います。</p> <p>11 月 18 日には、大隅地区の農地利用最適化推進会議が開催されたところであり、ほとんどの委員の方々が出席されたところではありますが、法改正等に伴う今後の農業委員会としての取り組みについて、様々な説明があったところではありますが、欠席された委員の方については、本日資料が配布されていると思いますので、皆さんもう一度資料に目を通していただいて、今後の取り組みの参考にしていただきたいと思います。</p>

議 長	<p>それでは、さっそく議事に入ります。1 ページをお開きください。 議案第 25 号「農地法第 3 条許可申請の件」について審議します。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 25 号 農地法第 3 条許可申請の件について、ご説明いたします。 今月の農地法第 3 条許可申請は 7 件の申請です、所有権移転の売買が 3 件と贈与が 4 件となっています。売買の 3 件は、田が 2 筆で 1,452 平方メートル、畑が 2 筆で 2,758 平方メートルです。贈与の 4 件は田が 4 筆で 332 平方メートル、畑が 1 筆で 306 平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号 1 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が富山字〇〇 〇〇〇番〇、田が 1 筆で 948 平方メートルです。</p> <p>整理番号 2 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑が 1 筆で 306 平方メートルです。</p> <p>整理番号 3 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、田が 1 筆で 32 平方メートルです。</p> <p>整理番号 4 番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇、田が 1 筆で 98 平方メートルです。</p> <p>整理番号 5 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆、田が 2 筆で 202 平方メートルです。</p> <p>整理番号 6 番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇、田が 1 筆で 504 平方メートルです。</p> <p>整理番号 7 番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇外 1 筆、畑が 2 筆で 2,758 平方メートルです。</p> <p>以上、7 件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。 以上で説明を終わります。審議方よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありました。1 番から 7 番まであります。お目通し下さい。7 件の申請について一括審議いたします。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということでありますので、議案第 25 号農地法第 3 条許可申請の 7 件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。 つづきまして 2 ページをお開きください。議案第 26 号農地法第 5 条許可申請の件「5-4-21」について事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-4-21」についてご説明いたします。 譲受人が肝付町〇〇 〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇の一部、地目は畑、面積は 1,063 平方メートルのうち 137 平方メートルです。 転用目的が駐車場で現居住地の駐車場が狭いため申請地と宅地の一部を自家用・来客用駐車場として使用したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p>

事務局	<p>場所につきましては、新富の〇〇〇の近くです。配置図については、駐車場を図のように整備し、雨水等の処理については水路放流で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-4-21」については、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いします。はい、白田委員。</p>
白田委員	<p>3番、白田です。「5-4-21」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>11月22日に、中嶋委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。場所につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。申請地は隣接の宅地より50センチメートルほど低くなっており、宅地の西側にあるこの部分を埋め上げて駐車場にしたいということでした。宅地の周りにはブロックが積んでありましたが、埋め立てをする時に一度取り壊して、駐車場を埋め上げた後、再度北側にブロックを積むということでした。排水関係については、現在住宅地内に排水設備を整備していることから、これにつないで排水するということでした。その他には何ら問題ないかと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願います。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-4-21」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-4-21」については、許可相当の意見書を付して県に進達するというように決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>「5-4-22」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-4-22」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 特定非営利活動法人 〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,725平方メートルです。</p> <p>転用目的が駐車場で申請地の隣接地で運営する老人ホーム、保育園の職員・来客用駐車場として利用したいとことから申請が出ています。農地の区分は第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、富山の〇〇〇の北側です。配置図については、駐車場を図のように整備し、雨水等の処理については水路放流で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-4-22」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いします。はい、上名主委員。</p>
上名主委員	<p>11番、上名主です。「5-4-22」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>11月22日に、福田委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いました。場所につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。現在はトラクターで耕耘してある状態でありまして、図のように駐車場として利用したいということです。北側に隣接する畑がありますけれども、そことの境界にはブロックを積むということでした。申請地に砂利を敷き詰めて駐車場にするということで、あと、申請地の西側に既設の排水施設がありますけれども、雨水等の排水につ</p>

上名主 委 員	いては、東側から西側に勾配をつけてその既存の施設に排水させるということでした。その他には何ら問題ないかと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願 いします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-4-22」について現地調査の報告がありま したが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5- 4-22」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定し ました。 つづきまして4ページをお開きください。 「5-4-23」について、事務局が説明をいたします。
事務局	農地法第5条許可申請の件「5-4-23」についてご説明いたします。 譲受人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇号の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇の 一部、地目は畑、面積は2,286平方メートルのうち500平方メートルです。 転用目的が一般住宅・車庫で現在借家住まいのため申請地に持家を建築し永住 したいとのことで申請が出ています。農地の区分は第3種農地の都市計画用途地 域内農地に該当します。 場所につきましては、前田の〇〇〇〇の東側の道路を道なりに約160メートル 進んだ右側です。配置図については、住宅を図のように建築し、雨水等の処理につ いては水路放流で、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で計画されていま す。 以上、よろしくお願いいいたします。
議 長	はい、「5-4-23」についても、2人の委員が現地調査をされております。どち らかの委員で現地調査の報告をお願いします。はい、藤井委員。
藤井委員	10番、藤井です。「5-4-23」について現地調査の報告をいたします。 11月22日に、中村委員、私と事務局が2名、申請代理人で現地調査を行いまし た。場所につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。2,286平 方メートルのうち500平方メートルということで、〇〇振興会の道路が三叉路に なっているところがあるわけですが、その三叉路に面した部分になります。 右側の図面の通り、畑がすごく広いわけですがその一角ということで、前面の町道 に側溝があることから、雨水等についてはそちらへ排水するということでした。そ の他には何ら問題ないかと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いま す。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-4-23」について現地調査の報告がありま したが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5- 4-23」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定し ました。 つづきまして5ページをお開きください。 「5-4-24」について、事務局が説明をいたします。

事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-4-24」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町富山字〇〇〇〇番、地目は畑、面積は1,384平方メートルです。</p> <p>転用目的が事務所・倉庫・資材置場・駐車場で肝付町区域の工事が増え、作業効率向上のため本社との中間に事務所、資材置き場等を確保したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、富山の〇〇〇〇の北側です。配置図については、事務所・倉庫を図のように建築し、資材置場・駐車場を図のように整備して、雨水等の処理については水路放流で、生活雑排水については合併浄化槽で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-4-24」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いします。はい、上名主委員。</p>
上名主委員	<p>11番、上名主です。「5-4-24」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>11月22日に、福田委員、私と事務局が2名、申請人で現地調査を行いました。場所につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。現在は何も耕作されていない畑でありまして、申請地内が東西で高低差があるものですから、高い方の東側は切土をして、全面平坦にするということでした。事務所、倉庫、置き場、駐車場を図のように配置し、あと、雨水等の排水については南側の町道側溝に流すということであり、その他には何ら問題ないかと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-4-24」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p> <p>はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>この会社はどのようなことをする会社ですか。</p>
福田委員	<p>私が現地調査に同行しましたが、残土処理と通常の建設業を主とする会社ということでした。</p>
藤井委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>他に異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-4-24」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして6ページをお開きください。</p> <p>「5-4-25」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-4-25」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の株式会社〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,328平方メートルです。</p> <p>転用目的が駐車場、材料・資材置場で駐車場と材料・資材置場が不足しており、新たに確保したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第1種農地の既存施設の拡張に該当します。</p>

事務局	<p>場所につきましては、後田の〇〇〇〇さんの北側です。配置図については、駐車場と材料・資材置場を図のように整備して、雨水等の処理については水路放流で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-4-25」については、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いします。はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8番、永野です。「5-4-25」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>11月22日に、藤井委員、私と事務局が2名、申請人で現地調査を行いました。場所につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。現状は畑でも耕作されていません。申請地は西側の前面道路より1メートルほど高くなっています。出入り口については南側の道路からになります。敷地内の排水については自然浸透であり、排水しきれない場合は西側の歩道に側溝がありますので、そちらの方へ流すということでした。その他には何ら問題ないかと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-4-25」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-4-25」については、許可相当の意見書を付して県に進達するというように決定しました。</p> <p>つづきまして7ページをお開きください。</p> <p>「5-4-26」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-4-26」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇郡〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、地目は田、面積は2筆計で855平方メートルです。</p> <p>転用目的が資材置場で近年、建築資材の受注が多く、既存の資材置場が手狭になってきたため、申請地を買い受け、資材置場として利用したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、新富の〇〇〇〇の南側の雑種地の隣です。配置図については、資材置場を図のように整備して、雨水等の処理については自然浸透で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-4-26」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いします。はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>4番、中嶋です。「5-4-26」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>11月22日に、白田委員、私と事務局が2名、申請人で現地調査を行いました。場所につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。水路との境界には15センチメートル程度控えてブロックを積み、約60センチメートル盛土をして資材置場にしたいということでした。南側の田との境界には土羽を施し、影響がないようにするということがでした。その他には何ら問題ないかと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>

議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-4-26」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-4-26」については、許可相当の意見書を付して県に進達するというように決定しました。 つづきまして8ページをお開きください。 議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、令和4年11月集計分を事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の令和4年11月分につきまして説明いたします。 まず、1番の所有権移転についてはありませんでした。 次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、再設定で田が7件の8筆で7,954平方メートル、畑が1件の1筆で1,008平方メートルでした。 高山地区は新規設定が、田が3件の4筆で8,923平方メートル、畑が3件の4筆で3,572平方メートル、再設定は田が3件の5筆で6,859平方メートル、畑が2件の8筆で4,383平方メートルでした。 肝付町の合計ですが、田が13件の17筆で23,736平方メートル、畑が6件の13筆で8,963平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、19件の30筆で32,699平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が9ページ、高山地区が10ページに掲載してあります。以上、よろしくお願ひいたします。
議 長	はい、今月は1番の所有権移転はありません。2番の利用権設定は、内之浦地区が9件、高山地区が10件あります。まずは内之浦地区の9件から審議します。お目通しのほどお願ひいたします。
議 長	それでは内之浦地区の9件の申請分から審議します。 異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	それでは異議なしとのことですので、内之浦地区の9件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。 つづきまして、高山地区の10件の申請分に移ります。お目通しをお願ひいたします。
議 長	それでは、高山地区の10件の申請について審議いたします。異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、内之浦地区9件、高山地区10件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第27号については終わります。 つづきまして、報告・協議に入ります。1番から3番まであります。11ページをお開きください。報告・協議1番の「農地利用集積事業計画の解約について」8件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願ひいたします。
議 長	それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。

	【なしとの声あり】
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、12 ページをお開きください。報告・協議の2番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が8件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは「あ-4-37」について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-37」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇郡〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、畑で2,279平方メートル、あっせんの種類は貸付希望です。希望価格については周辺相場、希望期間は5年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇団地付近にある畑になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-37」のあっせん委員に、地区委員の上岡委員と藤井委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-38」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-38」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外3筆で、地目・面積は、田で4筆計1,970平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会付近にある田になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-38」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-39」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-39」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番で、地目・面積は、畑で964平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-39」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と上岡委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-40」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-40」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、地目・面積は、畑で2筆計1,686平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。以上、よろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>それでは「あ-4-40」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と上岡委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-41」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-41」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、畑で 1,188 平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある畑になります。以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-41」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と上岡委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-42」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-42」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇〇〇番地〇 故〇〇〇〇相続財産管理人 司法書士〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、田で 1,206 平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については無償もしくは周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会付近にある田になります。以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-42」のあっせん委員に、地区委員の福園委員と黒江委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-43」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-43」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇〇番〇外 2 筆で、地目・面積は、田で 3 筆計 2,670 平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会付近にある田になります。以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-4-43」のあっせん委員に、地区委員の福園委員と黒江委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-4-44」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-4-44」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番で、地目・面積は、田で 1,731 平方メートル、あっせんの種類は譲受希望です。希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇付近にある田になります。以上、よろしくお願いたします。</p>

議 長	<p>それでは「あ-4-44」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と大窪委員でお願いします。</p> <p>以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、16 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、16 ページから19 ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。</p> <p>その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議 長	この件に関しまして何かありませんか。はい、坂口委員。
坂口委員	1番、坂口です。14ページの借受希望27番について、先月も言いましたが、このあっせんは本人に確認して取り下げているということでした。
事務局	取り下げの処理をいたします。
議 長	他に何かありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	ないようですので、その他で皆さんから何かありませんか。はい、事務局。
事務局	※令和3年貸借料情報、総点検活動、活動記録簿の記載方法について説明。
議 長	他にありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	<p>無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、12月23日(金)の午前開催予定ですのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは以上で、11月の定例総会を閉会いたします。</p>

<午前11時23分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和4年11月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 上名主 辰也

委 員 黒江 幹也